

企業版ふるさと納税

平成30年度 日本夜景遺産認定

北海道岩内町

● 軽減効果が最大約9割に!

● 通常の寄附

● 拡充!



税目ごとの 特例措置 の内容		
I 法人住民税	寄附額の4割を税額控除 (法人住民税法人税割額の20%が上限)	
II 法人税	法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。 (法人税額の5%が上限)	
III 法人事業税	寄附額の2割を税額控除 (法人事業税額の20%が上限)	

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、第2期「総合戦略」の策定期間（令和2年度～令和6年度）と合わせ、**税額控除の特例措置が5年間延長**

● 制度活用にあたっての留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。×有利な利率で貸付をしてもらう。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

● 企業にとってのメリット

社会貢献

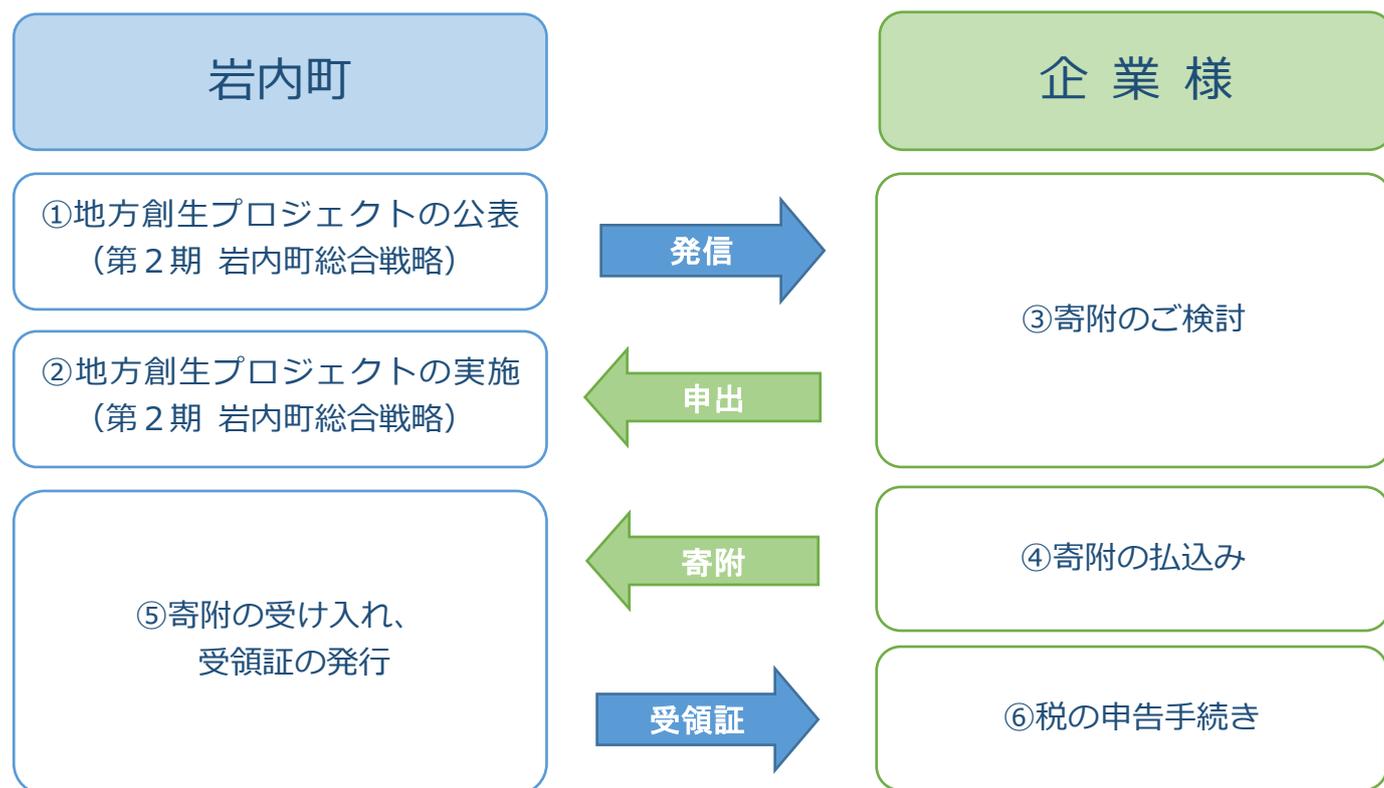
企業としてのPR効果
「SDGsの達成など」



地方公共団体との新たな
パートナーシップの構築

地域資源などを生かした
新事業展開

岩内町企業版ふるさと納税の寄附お申込みの流れ



第2期 岩内町総合戦略

めざす姿「健やかな町づくり～新たに創造し躍動感にあふれ活気ある町」



基本目標 1

稼ぐ力を伸ばし、安心して働けるようにする

基本目標 2

つながりを築き、新しい人の流れをつくる

基本目標 3

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 4

ひとが集う、安全・安心な暮らしを守る

【主な事業】

- ・岩内ツーリズム推進事業（アドベンチャートラベル等の推進）
- ・歴史的地域素材活用研究事業（ホップ栽培、クラフトビール醸造）
- ・新たな増養殖企業化検討実証試験事業（漁協・地元企業との連携）
- ・岩内高等学校との連携協働（高校魅力化、キャリア教育等）
- ・地域子育て支援センター整備（新たな子育て支援センター機能）
- ・官民連携の移住定住促進（お試し居住、移住定住計画の策定）
- ・日本夜景遺産推進事業（フォトコンテスト、ライトアップ等実施）
- ・関係人口の創出拡大（東京ふる里岩内会、岩内ファンとの連携）
- ・木田金次郎美術館運営事業（企画展の充実、絵画教室等の開催）
- ・含翠園改修事業（池・木橋の改修、茶室の復元等、利用促進検討）

●問合せ・申込み

岩内町 企画経済部 企画産業課（企画・原子力発電所担当）

TEL 0135-67-7096

FAX 0135-62-3465

E-mail kikaku@town.iwanai.lg.jp

●詳しくは岩内町公式ホームページをご覧ください <https://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>